

## 「沼津市本社機能移転拡充促進事業補助金」の新設について

東京 23 区を含む市外からの本市への本社機能の移転や、市内の本社機能の拡充を促進し、地域産業の振興や地域経済の活性化を図るため、市独自の補助制度を新設しました。

### ■経緯

国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、地方において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、都道府県知事の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行った事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる地方拠点強化税制を平成 27 年度に開始しました。

これに伴い、静岡県では平成 28 年 3 月に静岡県版地域再生計画を策定し、整備計画の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行った事業者に、県税である事業税と不動産取得税等の不均一課税を設定し、企業の本社機能の県内への移転等の促進を図っています。

このような中、本市においても地域産業の振興や地域経済の活性化を図るため、市独自の補助制度を新設するものです。



※本社機能：企業における「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」、「研究所及び研修所」をいいます。ただし、生産や販売等の部門に使用されるものを除きます。

### ■補助対象及び内容

整備計画の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行った事業者に対し、移転・拡充に際して取得した土地・建物等に係る固定資産税（1.4%）及び都市計画税（0.3%）の全部又は一部を3年に渡り補助します。（詳細は裏面参照）

補助制度概要

| 種類       | 移転型  | 拡充型   |
|----------|--|---|
| 移転・拡充の定義 | <p>○東京 23 区にある本社機能（※）の業務の全部又は一部を、市内に新たに設置する事業所又は市内の既存の事業所に移すこと</p>   | <p>○東京 23 区以外にある本社機能の業務の全部又は一部を、市内に新たに設置する事業所又は市内の既存の事業所に移すこと。又は、市内にある本社機能で市内にあるものの業務を、市内に新たに設置する事業所又は市内の既存の事業所において拡充すること</p> |
| 対象者      | <p>○平成 30 年 3 月 31 日までに、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を静岡県知事より受けている者で、整備計画に基づき移転又は拡充を実施する者</p>  |   |
| 補助対象     | <p>○建物、土地（建物、構築物、機械装置の敷地である土地）に係る固定資産税及び都市計画税<br/>           ○構築物、機械装置に係る固定資産税<br/>           ※固定資産税率 1.4% 都市計画税率 0.3%<br/>           ※建物、構築物、機械装置は、取得価額の合計が 3,800 万円（中小企業者は 1,900 万円）以上</p> |   |
| 補助率      | <p>○支払った固定資産税額、都市計画税額に下記の割合を乗じた金額</p>  |   |
|          | <p>4/4（1 年目）<br/>           3/4（2 年目）<br/>           2/4（3 年目）</p>   | <p>3/3（1 年目）<br/>           2/3（2 年目）<br/>           1/3（3 年目）</p>  |

※本社機能：企業における調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所及び研修所。ただし、生産や販売等の部門に使用されるものを除く。